令和2年度

山口市空き家活用事業補助金 ~「空き家×交流」~ 応募要領【概要版】

募集期間

令和2年5月18日(月)~令和2年6月26日(金)

令和2年5月

山口市定住促進課(山口総合支所3階)

 $TEL:\ 0\ 8\ 3-9\ 3\ 4-4\ 6\ 4\ 6$

FAX: 083-934-2867

E-mail: teiju@city.yamaguchi.lg.jp

空き家は、適正な管理がされていないと近隣の生活環境の悪化を招くだけでなく、地域コミュニティやまちの活力の低下につながります。しかしながら、空き家を有効に利活用することにより、地域外から移住の受け皿となったり、その地域の資源を利活用した新たな事業展開の場ともなり得ます。

山口市空き家活用事業~空き家×交流~では、上記のような、空き家を地域資源として有効に活用し、地域の活性化につながる交流を創り出す先駆的な事業活動を応援します。

採択された事業については、寄附者の意思を反映したクラウドファンディング型ふるさと納税を活用した応援寄附補助金に加えて、応援寄附補助金を超えない範囲内かつ補助限度額の範囲内で事業支援補助金を交付します。

I 補助金の概要

1 補助金の目的

本事業は、本市にある空き家を優れた地域資源として活用し、新たな交流を作り出す場とすることで、そこでの様々な出会いによって山口市の魅力を感じていただき、移住定住の促進及び地域の活性化を図るものです。この事業から新たな空き家の利活用のモデルが多く提案され、市民の皆様が空き家について考えるきっかけになっていただければと期待しています。

2 補助金の内容

上記目的に沿った空き家活用分野の事業において、事業活動に係る必要な経費の一部について、「応援 寄附補助金|と「事業支援補助金|を合わせて、市の予算の範囲内で補助金を交付します。

【応援寄附補助金】

・補助対象事業者からの事業提案をもとに、本市がふるさと納税制度を組み入れたクラウドファンディングを活用し広く寄附を募り、集まった寄付金を基準として、補助対象経費に一定の割合を乗じた範囲内かつ補助限度額の範囲内で交付額を決定する補助金のことをいう。

【事業支援補助金】

・補助対象事業に一定の割合を乗じ、補助限度額の範囲内かつ応援寄附補助金の範囲内で交付額を決定する補助金のことをいう。

3 用語の意義

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に人が居住していない本市の区域内に存在する住宅及び その土地
- (2) 空き店舗 過去に商業活動又は事務所の用に供していた実績があり、現に利用されていない本市の区域内に存在する店舗又は事務所及びその土地
- (3) ふるさと納税 地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第1号及び第314条の 7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金のことをいう。
- (4) 寄附型クラウドファンディング 不特定多数の人がインターネットを経由して事業提案者に財源の提供を行うことを希望して、山口市に対して寄付として資金を提供するものをいう。

- (5) 市民活動団体 営利を目的としない市民の自発的、自主的な社会貢献活動で、不特定多数の利益(公益)の増進に寄与することを目的とする市民活動を組織的かつ継続的に行う団体をいう。
- (6) 自己調達 外部から事業に必要な資金を調達することをいう。
- (7) 自己資金 事業のために自分で用意した資金のことをいう。

4 補助対象者

補助対象者は、下記のすべての要件を満たすものとします。

- (1)3年以上継続して本補助金の対象となる事業を実施する意思があること。
- (2) 社会貢献等の目的を持って事業を実施する意思があること。

5 補助対象物件

事業で活用する空き家又は空き店舗は、下記のすべての要件を満たすものとし、申請者において確保すること。

- (1) 本市の区域内に存する空き家又は空き店舗であること。
- (2) 現に人が居住せず、原則として半年以上使用していないこと。
- (3) 戸建て又は長屋建て住宅(住宅以外の用途を兼ねるものを含む。ただし、重層長屋を除く。)であること。
- (4) 本補助金の交付の対象となる工事等(以下「補助対象工事等」という。)に、現に着手していないこと。
- (5) 補助対象工事等と同一の箇所の工事等に対して、国、地方公共団体(山口市含む)及びそれらの外郭団体からの補助を受けていないこと。
- (6) 国又は地方公共団体が所有するものでないこと。
- (7) 不動産業を営む者又は同等と認められる者が所有又は管理していないこと。
- (8) 補助対象物件の所有者が事業を理解し、申請者が本補助金の交付決定後速やかに補助対象工事等に着手し、及び本補助金の交付後3年以上継続して補助対象物件を使用することを約していること。

6 補助対象事業及び補助金額

補助対象となる事業は空き家活用分野とし、「事業の要件」、「補助率」、「補助限度額」は以下のとおりです。

(1) 事業の要件

- ① 市外県外からの移住定住、交流人口・関係人口の増加に繋がる事業であること。
- ② 山口市ならではの地域の魅力発信、コミュニティの形成、地域経済の活性化に資する事業であること。
- ③ 改修事業は、市内に事業所等所在地を有する法人、又は市内に住所を有する個人事業者が施工するものであること。ただし、申請者が自ら施工する場合はこの限りでない。
- ※営利事業、非営利事業の別は問いません。
- 例) 外国人や移住希望者等を対象にしたゲストハウス、地域の魅力を生かしたコミュニティカフェやギャラリー、域外の 人と地域の人が交流できるコミュニティスペース、山口市の食材を使ったシェアキッチンなど
- (2) 補助率・補助限度額

	応援寄附補助金	事業支援補助金
補助率	補助対象経費の3分の1以内	補助対象経費の3分の1以内
	クラウドファンディングにより集まった	
	寄附金を基準に決定	
補助限度額	100 万円	100 万円

- ※補助金額における1,000円未満の端数は切り捨て。
- ※事業支援補助金額は応援寄附補助金額の範囲内。
- ※応援寄附補助金が当初の見込額(目標金額)より減額となった場合の不足分については、補助対象者の自己調達、自己資金にて賄うこととなります。やむを得ず、当初より事業計画、収支予算を変更(軽微な変更を除く)する場合は、変更申請書を提出し、市の承認を得た場合に限り認められます。

なお、事業規模の縮小等により、補助対象経費を削減する場合、応援寄附補助金、事業支援補助金は補助率に応じて減額されます。

クラウドファンディングによる寄附額が目標額を超えた場合でも、応援寄附補助金の額は当初設定した 目標額により算出します。

7 事業実施期間

事業を実施する期間は、補助金の交付決定通知(クラウドファンディングの募集期間が終了し交付申請・審査後に通知となります)を受けてから令和3年3月15日までが対象となります。

8 補助金概算払

補助金の交付は原則、事業の完了後となりますが、クラウドファンディングの募集期間が終了し、交付決定審査を経て、本市からの補助金交付決定を受けた後であれば、市長が補助対象事業の遂行上特に必要があると認めた場合に限り、交付決定した補助金の額の範囲内で概算払により交付することができます。(原則1回限り)

9 応募の条件

- (1) 地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 山口市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団などの構成員がいないこと。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的として行う事業でないこと。
- (6)特定商取引に関する法律第33条に規定する連鎖販売取引に該当する事業でないこと。
- (7) 法律等で活動内容が規定されている事業(介護保険事業等)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及び公序良俗に問題のある事業でないこと。
- (8) 国・地方公共団体(山口市含む)及びそれらの外郭団体で実施しているほかの補助金等を受けて実施する事業でないこと。
- (9)過去に本補助金の交付を受けたことのある事業の次年度以降の展開における事業でないこと。

II 全体の流れ

申請書の作成・提出	令和2年5月18日(月)	~6月26日(金)
審議会による審査	7月上旬	プレゼンテーション実施
<u> </u>		
認定事業決定	7月中旬	申請者へ結果を通知
<u> </u>		
クラウドファンディング募集開始	8月上旬	クラウドファンディングによる募集開始
	_	
クラウドファンディング募集終了	9月下旬	クラウドファンディングにより集まった
交付決定審査		寄付金を基準に交付金額を審査
補助金交付決定・事業開始	10月上旬	
補助金概算払	随時	概算払交付申請を受け、内容確認の上、交
I		付決定額までの認定事業者へ概算払
*	1	
事業完了	令和3年3月15日	補助対象期間終了日
↓	1	
実績報告	令和3年3月末	内容確認の上、補助金残額支払い